

議案第 51 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1 概要

兵庫県との共同事業として実施している「福祉医療費助成事業」の「乳幼児等医療費助成事業」について、本市では、兵庫県の所得制限の基準を緩和し、中学 3 年生までの医療費の一部負担金を無料としています。なお、昨今近隣市においては、高校生までの助成対象化や中学 3 年生までの所得制限撤廃を実施するなど本事業の拡充に取り組んでいます。本市においても、「第 2 期夢・未来たからづか創生総合戦略」に示された「子どもがいきいきと育ち、子育て世代に選ばれるまちづくり」を実現すべく近隣市と同水準の事業拡充を実施することが必要です。よって、本事業拡充に際し「宝塚市福祉医療費の助成に関する条例」において所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 高校生等(入院のみ)を助成対象化

- ①対象者 : 15 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの方 ※高校在学の有無を問わない
- ②所得制限 : なし
- ③助成内容 : 入院のみ無料

(2) 中学 3 年生までの所得制限撤廃

- ①対象者 : 中学 3 年生(15 歳)までの乳幼児等 ※0 歳はすでに所得制限なし
- ②所得制限及び③助成内容

	令和 5 年 12 月 31 日まで	令和 6 年 1 月 1 日から
②所得制限	市民税所得割額 23 万 5 千円 未満	なし
③助成内容	入院・通院無料	入院・通院無料

3 施行期日 令和 6 年(2024 年) 1 月 1 日

#### 4 予算措置

(1) 令和5年度6月補正予算において、72,884千円を計上する。

(内訳) ①扶助費 : 63,980千円(高校生等の入院のみ:4,673千円、中学3年生までの所得制限撤廃:59,307千円)

②印刷製本費、郵便料等 : 5,851千円

③システム改修経費 : 3,053千円

#### 5 制度周知について

(1) 高校生等の助成対象化

令和5年10月に対象者(約6,700人)の方へ制度拡充のご案内通知を送付。

(2) 中学3年生までの所得制限撤廃

令和5年10月に乳幼児等医療費助成の受給資格のない方(約8,300人)へ制度拡充のご案内通知を送付。

(3) (1)と(2)については、市広報誌及び市ホームページにも掲載。

#### 6 阪神間各市の状況

(1) 高校生等への助成対象状況(R5年度実施予定分を含む)

	助成の有無(開始年度)	所得制限の有無	助成内容
西宮市	有(R5.1~通院・入院)	無	一部負担金有
尼崎市	有(R4.7~入院のみ)	無	無料
伊丹市	有(R5.7~入院のみ)	無	無料
川西市	有(R5.7~入院のみ)	無	無料
三田市	有(R3.10~入院)	無	無料
	有(R6.1~通院)	無	一部負担金有
芦屋市	無	—	—
宝塚市	有(R6.1~入院のみ)	無	無料

(2) 中学3年生までの所得制限状況(R5年度実施予定分を含む)

	所得制限の有無
西宮市	無(但し一部負担金有)
尼崎市	無(但し一部負担金有)
伊丹市	無(R5.7~)
川西市	無(R5.7~)
三田市	無(但し一部負担金有)
芦屋市	有
宝塚市	無(R6.1~)